

介護保険特別会計

歳入予算の概要

【介護保険特別会計】

款 1	保険料	項 1	介護保険料	目 1	第一号被保険者保険料	節 1	現年度分特別徴収保険料	細節	現年度分特別徴収保険料
平成 31 年度当初予算額		2, 279, 015 千円	平成 30 年度当初予算額		2, 247, 566 千円	平成 29 年度決算額			2, 171, 814 千円
概要	65歳以上の方の年金から差し引かれる現年度分介護保険料です。保険料は、世帯の住民税課税状況や被保険者の住民税課税状況及び合計所得金額等により12段階に設定されています。							担当課	介護保険課

款 1	保険料	項 1	介護保険料	目 1	第一号被保険者保険料	節 2	現年度分普通徴収保険料	細節	現年度分普通徴収保険料
平成 31 年度当初予算額		204, 848 千円	平成 30 年度当初予算額		198, 040 千円	平成 29 年度決算額			207, 404 千円
概要	65歳以上の方の個人で納付していただく現年度分介護保険料です。保険料は、世帯の住民税課税状況や被保険者の住民税課税状況及び合計所得金額等により12段階に設定されています。							担当課	介護保険課

款 1	保険料	項 1	介護保険料	目 1	第一号被保険者保険料	節 3	滞納繰越分普通徴収保険料	細節	滞納繰越分普通徴収保険料
平成 31 年度当初予算額		4, 424 千円	平成 30 年度当初予算額		5, 344 千円	平成 29 年度決算額			4, 424 千円
概要	65歳以上の方の、滞納繰越分の保険料です。							担当課	介護保険課

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	2	項	1	目	1	介護サービス給付費	新規・ <input checked="" type="checkbox"/> 継続
事業名	介護サービス給付費負担金						
平成31年度当初予算 事業費総額	9,024,886千円						
平成30年度当初予算 事業費総額	8,226,324千円						
平成30年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
平成29年度決算 事業費総額	7,383,720千円						
根拠法令等	介護保険法第41条～第50条						
①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)							
要介護認定者の介護サービス(居宅・施設・その他)に係る法定給付保険者負担金です。要介護認定者が利用した介護サービス給付費等の支払いに関して、埼玉県国民健康保険団体連合会からの負担金請求に基づき支出するものです。							
②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)							
介護保険法第41条～第50条に基づく、介護サービス給付事業です。							

③市民参加の実施の有無とその内容

なし

④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		01	保険料	現年度分特別徴収保険料 現年度分普通徴収保険料 滞納繰越分普通徴収保険料	1,901,259 159,828 4,424
03	国庫支出金	介護給付費負担金 現年度分調整交付金	1,581,098 119,093		
04	支払基金交付金	介護給付費交付金	2,436,735		
05	県支出金	介護給付費負担金	1,352,012		
07	繰入金	介護給付費繰入金 低所得者保険料軽減繰入金 介護給付費準備基金繰入金	938,391 18,117 513,928		
09	諸収入	第三者納付金	1		
計					9,024,886
歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)	
	19	01	負担金	9,024,886	
計				9,024,886	

⑤その他(その他必要事項及び添付資料)

なし

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	2	項	2	目	1	介護予防サービス給付費	新規・ <input checked="" type="checkbox"/> 継続
事業名	介護予防サービス給付費負担金						
平成31年度当初予算 事業費総額	367,375千円						
平成30年度当初予算 事業費総額	320,818千円						
平成30年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
平成29年度決算 事業費総額	251,293千円						
根拠法令等	介護保険法第53条～第60条						
<p>①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)</p> <p>要支援認定者の介護予防サービスに係る法定給付保険者負担金です。要支援認定者が利用した介護予防サービス給付費等の支払いに関して、埼玉県国民健康保険団体連合会からの負担金請求に基づき支出するものです。</p>							
<p>②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)</p> <p>介護保険法第53条～第60条に基づく、介護予防サービス給付事業です。</p>							

③市民参加の実施の有無とその内容					
なし					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		01	保険料	現年度分特別徴収保険料	72,622
				現年度分普通徴収保険料	30,230
		03	国庫支出金	介護給付費負担金	73,464
		04	支払基金交付金	介護給付費交付金	99,177
		05	県支出金	介護給付費負担金	45,915
		07	繰入金	介護給付費繰入金	45,915
		09	諸収入	介護予防サービス計画作成費	52
		計			
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
13		01	委託料	52	
19		01	負担金	367,323	
計				367,375	
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)					
なし					

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	5	項	1	目	1	介護予防・生活支援サービス事業費	新規・継続
事業名		介護予防・生活支援サービス事業					
平成31年度当初予算事業費総額		254,333千円					
平成30年度当初予算事業費総額		255,054千円					
平成30年度補正後予算事業費総額(12月末現在)							
平成29年度決算事業費総額		209,630千円					
根拠法令等		介護保険法第115条の45					
①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)							
<p>介護保険の要介護認定で「要支援1」「要支援2」に認定された方及び基本チェックリストによりサービス事業対象者(生活機能の低下がみられ、要支援状態となるおそれがある高齢者)と認定された方を対象に介護事業者によるサービスのほか、住民主体の支援なども含めた訪問型サービス(掃除・洗濯などの日常生活支援)・通所型サービス(機能訓練・集いの場などの日常生活支援)を提供します。</p>							
②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)							
介護保険法第115条の45第1項第1号に基づく事業です。							

③市民参加の実施の有無とその内容

訪問型・通所型サービスでは、住民主体の多様なサービスを提供していきます。

④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		01	保険料	現年度分特別徴収保険料	68,667
	03	国庫支出金	地域支援事業交付金	53,411	
	04	支払基金交付金	地域支援事業支援交付金	68,671	
	05	県支出金	地域支援事業交付金	31,792	
	07	繰入金	地域支援事業繰入金	31,792	
計					254,333
歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)	
	11	01	消耗品費	150	
		04	印刷製本費	83	
	12	02	手数料	20	
	19	01	負担金	252,600	
		02	補助及び交付金	1,480	
計					254,333

⑤その他(その他必要事項及び添付資料)

なし

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	5	項	2	目	1	一般介護予防事業費	新規・ <input checked="" type="checkbox"/> 継続
事業名		一般介護予防事業					
平成31年度当初予算事業費総額		8,601千円					
平成30年度当初予算事業費総額		9,506千円					
平成30年度補正後予算事業費総額(12月末現在)							
平成29年度決算事業費総額		8,902千円					
根拠法令等		介護保険法第115条の45					
<p>①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)</p> <p>全ての第一号被保険者の方を対象に、介護予防事業を実施します。</p> <p>高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域において住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。</p> <p>具体的には、ずっと元気!いきいき介護予防教室、歯っぴーかむかむ教室、水中ウォーキング教室、楽しくサーキットトレーニング教室、足腰トレーニング教室、自主グループ活動支援事業、認知症予防事業、口腔講座、介護予防講演会等を実施します。</p>							
<p>②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)</p> <p>介護保険法第115条の45第1項第2号に基づく事業です。</p>							

③市民参加の実施の有無とその内容					
自主グループ活動支援事業はボランティア団体と連携して実施しています。					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		01	保険料	現年度分特別徴収保険料	2,323
		03	国庫支出金	地域支援事業交付金	1,806
		04	支払基金交付金	地域支援事業支援交付金	2,322
		05	県支出金	地域支援事業交付金	1,075
		07	繰入金	地域支援事業繰入金	1,075
		計			
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
		08	01	報償費	370
		11	01	消耗品費	154
		12	02	手数料	100
			06	保険料	167
		13	01	委託料	7,766
		14	02	会場借上料	44
計				8,601	
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)					
なし					

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	5	項	3	目	1	総合相談事業費	新規・継続
事業名	総合相談事業						
平成31年度当初予算 事業費総額	189,869千円						
平成30年度当初予算 事業費総額	184,860千円						
平成30年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
平成29年度決算 事業費総額	179,734千円						
根拠法令等	介護保険法第115条の45						
①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)							
<p>総合相談事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。</p> <p>事業内容としては、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員等の専門職が相談対応及び専門的・継続的な相談支援等を行う地域包括支援センターを日常生活圏域ごと9地区に設置しています。事業費の主なものは、相談事業に従事する専門職を配置している地域包括支援センターの person 費及び設備費に係る委託料です。</p>							
②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)							
介護保険法第115条の45第2項第1号に基づく事業です。							

③市民参加の実施の有無とその内容					
なし					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		01	保険料	現年度分特別徴収保険料	43,657
		03	国庫支出金	地域支援事業交付金	73,104
		05	県支出金	地域支援事業交付金	36,554
		07	繰入金	地域支援事業繰入金	36,554
	計				189,869
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
		08	01	報償費	50
		13	01	委託料	189,819
		計			
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)					
なし					

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	5	項	3	目	5	在宅医療・介護連携推進事業費	新規・ <input checked="" type="checkbox"/> 継続
事業名		在宅医療・介護連携推進事業					
平成31年度当初予算事業費総額		13,311千円					
平成30年度当初予算事業費総額		12,014千円					
平成30年度補正後予算事業費総額(12月末現在)							
平成29年度決算事業費総額		372千円					
根拠法令等		介護保険法第115条の45					
<p>①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)</p> <p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を進めます。</p> <p>平成28年度より埼玉県補助事業により入間地区医師会が開設した「在宅医療支援センター」は、平成30年度より市の地域支援事業で実施することになりました。県事業で実施してきた在宅医療・介護連携に関する事項の相談支援のほか、在宅医療・介護連携推進事業を推進する上で必要な8事業のうち、主に医療分野との連携に関連する部分を在宅医療支援センター業務として入間地区医師会に委託するものです。事業費の主なもの、在宅医療支援センターの人件費及び事業費等に係る委託料です。</p>							
<p>②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)</p> <p>介護保険法第115条の45第2項第4号に基づく事業です。</p>							

③市民参加の実施の有無とその内容					
なし					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		01	保険料	現年度分特別徴収保険料	3,063
		03	国庫支出金	地域支援事業交付金	5,124
		05	県支出金	地域支援事業交付金	2,562
		07	繰入金	地域支援事業繰入金	2,562
	計				13,311
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
		08	01	報償費	100
		11	01	消耗品費	11
		13	01	委託料	13,200
計				13,311	
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)					
なし					

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	5	項	3	目	6	生活支援体制整備事業費	新規・継続
事業名		生活支援体制整備事業					
平成31年度当初予算 事業費総額				30,815千円			
平成30年度当初予算 事業費総額				28,430千円			
平成30年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
平成29年度決算 事業費総額				4,110千円			
根拠法令等				介護保険法第115条の45			
①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)							
<p>生活支援等サービスの提供体制構築に向け、地域の支援ニーズの把握や地縁組織などの関係者間の情報共有、地域に不足しているサービスの創出やサービスの担い手の養成などのコーディネート業務を行うため、市全域を担当する第1層生活支援コーディネーター、日常生活圏域ごとに第2層生活支援コーディネーターを配置します。</p> <p>また、生活支援体制整備事業を円滑に推進するため、生活支援コーディネーターや地域の関係者等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の中核となるネットワークの場として、第1層(市全域)及び第2層(各日常生活圏域)協議体を設置しています。</p>							
②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)							
介護保険法第115条の45第2項第5号に基づく事業です。							

③市民参加の実施の有無とその内容

介護サービス事業者や民生委員、自治会役員等が参加し、定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を開催します。

④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		01	保険料	現年度分特別徴収保険料	7,084
	03	国庫支出金	地域支援事業交付金	11,865	
	05	県支出金	地域支援事業交付金	5,933	
	07	繰入金	地域支援事業繰入金	5,933	
計					30,815
歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)	
	08	01	報償費	30	
	13	01	委託料	30,785	
計					30,815

⑤その他(その他必要事項及び添付資料)

なし

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	5	項	3	目	7	認知症総合支援事業費	新規・継続
事業名		認知症総合支援事業					
平成31年度当初予算事業費総額		4,072千円					
平成30年度当初予算事業費総額		4,316千円					
平成30年度補正後予算事業費総額(12月末現在)							
平成29年度決算事業費総額		3,737千円					
根拠法令等		介護保険法第115条の45					
<p>①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)</p> <p>認知症は、特別な病気ではなく、私たち自身や家族など、誰にでも起こりうる病気であり、今後の高齢化の進展に伴い、認知症の方の増加が見込まれています。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように本事業を進めております。</p> <p>主な事業内容としては、介護保険課内に「認知症初期集中支援チーム」を設置し、保健・医療・福祉のさまざまな分野の専門職が、初期の段階で認知症の方やその家族に対して個別訪問を行い適切な支援を行っています。また、各日常生活圏域に「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の状態に応じ、必要な医療・介護及び生活支援を行う関係者が連携したネットワークを形成し、認知症の方への効果的な支援体制を構築し、「オレンジカフェ(認知症カフェ)」の開設支援や認知症サポーター養成講座の開催などを行います。</p>							
<p>②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)</p> <p>介護保険法第115条の45第2項第6号に基づく事業です。</p>							

③市民参加の実施の有無とその内容					
<p>認知症の方及びその家族、地域住民、専門家などが集い、認知症について意見交換ができる場として「オレンジカフェ(認知症カフェ)」を開催しています。</p>					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		01	保険料	現年度分特別徴収保険料	939
		03	国庫支出金	地域支援事業交付金	1,567
		05	県支出金	地域支援事業交付金	783
		07	繰入金	地域支援事業繰入金	783
	計				4,072
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
		08	01	報償費	445
		11	01	消耗品費	77
			04	印刷製本費	220
13		01	委託料	3,240	
19	01	負担金	90		
計				4,072	
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)					
なし					

事業概要調書

【介護保険特別会計】

健康推進部 介護保険課

款	5	項	3	目	8	地域ケア会議推進事業費	新規・継続
事業名	地域ケア会議推進事業						
平成31年度当初予算 事業費総額	1,320千円						
平成30年度当初予算 事業費総額	1,080千円						
平成30年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
平成29年度決算 事業費総額	0千円						
根拠法令等	介護保険法第115条の48						
①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)							
平成27年度介護保険制度改正により、地域支援事業の包括的支援事業の中に、地域ケア会議の充実を推進することが追加されました。							
地域ケア会議は、多職種の専門職の協働の下で、高齢者個人に対する支援の充実と、高齢者を支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議です。							
具体的には、高齢者の自立を支援するため、「自立支援型地域ケア会議」を開催し、地域のリハビリテーション専門職、薬剤師、歯科衛生士、栄養士などの助言を踏まえ、高齢者一人ひとりの支援方法を検討します。この会議を通して、検討の対象となる高齢者に対し、状態の改善または悪化防止のために必要な支援を提供することで高齢者一人ひとりの課題解決を図ります。							
②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)							
介護保険法第115条の48第1項に基づく事業です。							

③市民参加の実施の有無とその内容					
なし					
④事業費及び財源等	歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
		01	保険料	現年度分特別徴収保険料	304
		03	国庫支出金	地域支援事業交付金	508
		05	県支出金	地域支援事業交付金	254
		07	繰入金	地域支援事業繰入金	254
	計				1,320
	歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)
		08	01	報償費	540
		12	02	手数料	540
		13	01	委託料	240
計				1,320	
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)					
なし					